

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第1面）

産業廃棄物処理計画書	
2024年6月25日	
大阪市長 殿	
提出者	
住所 大阪府大阪市淀川区加島2-2-1	
氏名 福山製紙株式会社	
代表取締役社長 沼田 淳	
（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）	
電話番号 06-6301-2131	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	福山製紙株式会社
事業場の所在地	大阪府 大阪市 淀川区 加島 2-2-1
計画期間	2024年4月1日～2025年3月31日
①事業の種類	14：パルプ・紙・紙加工品製造業
②事業の規模	製造品出荷額：189億円
③従業員数	従業員数：150名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙の通り

(第2面－1)	
産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項	
(管理体制図) 別紙の通り	
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項	
①現状	【前年度（ 2023年度）実績】
	産業廃棄物の種類 金属くず A-1工程 廃プラスチック類 A-1工程
	排 出 量 394 t 87 t
	(これまでに実施した取組) ・段古紙の検品を実施し、古紙納品業者へ異物混入防止の指導を行っている。 ・薬品の添加及び操業を工夫し、汚泥の発生を抑制している。 ・廃プラスチックの固形燃料化（R P F）を実施中。 ・廃プラ、汚泥の脱水（減量化）を行っている。 ・廃プラ排出量抑制の為の設備稼働中。 ・廃プラスチックと金属くずの分別を行い、埋立処理の減少につなげている。
	【目標】
	産業廃棄物の種類 金属くず A-1工程 廃プラスチック類 A-1工程
②計画	排 出 量 430 t 96 t
	(今後実施する予定の取組) ・廃プラスチックの固形燃料化（R P F）の安定的な製造と販売。
産業廃棄物の分別に関する事項	
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 廃プラスチック・金属くず・廃油・木くず・がれき・廃スレート・蛍光灯は混合せぬように分別保管を行っている。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 特になし。

(第2面－2)

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状										②計画									
金属くず A-2工程	廃プラスチック類 B-1工程	廃プラスチック類 B-2工程	廃プラスチック類 B-3工程	廃プラスチック類 B-3工程	廃油 C-1工程	汚泥 D-1工程	木くず E-1工程	がれき F-1 工程	汚泥 G-1 工程	汚泥 H-1工程	油泥 C-2工程	ガラスくず K-1 工程	石綿 J-1	廃PCB等 M-1工程	混合廃棄物 O-1	焼却灰 P-1			
166 t	462 t	3,054 t	25 t	24 t	204 t	8 t	0 t	0 t	1 t	0.2 t	t	0 t	0 t	0 t	0 t	3 t			
金属くず A-2工程	廃プラスチック類 B-1工程	廃プラスチック類 B-2工程	廃プラスチック類 B-3工程	廃油 C-1工程	汚泥 D-1工程	木くず E-1工程	がれき F-1工程	汚泥 G-1 工程	汚泥 H-1工程	油泥 C-2工程	ガラスくず K-1 工程	石綿 J-1	廃PCB等 M-1工程	混合廃棄物 O-1	焼却灰 P-1				
178 t	542 t	3,361 t	27 t	4 t	120 t	7 t	1 t	5 t	1 t	2 t	1 t	1 t	2 t	1 t	12 t				

(第2面－3)

(第4面－1)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に關する事項

①現状

【前年度（2023年度）実績】		
産業廃棄物の種類	金属くず A-1工程	金属くず A-2工程
自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	0 t	0 t
(これまでに実施した取組) 特になし		

②計画

【目標】		
産業廃棄物の種類	金属くず A-1工程	金属くず A-2工程
自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	0 t	0 t
(今後実施する予定の取組) 特になし		

(第4面－2)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に關する事項

①現状

廃プラスチック類 B-1工程	廃プラスチック類 B-2工程	廃プラスチック類 B-3工程	廃油 C-1工程	汚泥 D-1工程	木くず E-1工程	汚泥 G-1 工程	汚泥 H-1工程	油泥 C-2工程
0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t

②計画

廃プラスチック類 B-1工程	廃プラスチック類 B-2工程	廃プラスチック類 B-3工程	廃油 C-1工程	汚泥 D-1工程	木くず E-1工程	汚泥 G-1 工程	汚泥 H-1工程	油泥 C-2工程
0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t

(第4面－3)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に關する事項

①現状

汚泥 G-1 工程	汚泥 H-1工程	油泥 C-2工程	ガラスくず K-1 工程	廃PCB M-1工程
0 t	0 t	0 t	0 t	0 t

②計画

汚泥 G-1 工程	汚泥 H-1工程	油泥 C-2工程	ガラスくず K-1 工程	廃PCB M-1工程
0 t	0 t	0 t	0 t	0 t

産業廃棄物の処理の委託に關する事項

産業廃棄物の処理の委託に關する事項

産業廃棄物の処理の委託に關する事項

①現状

【前年度（2023年度）実績】																		
産業廃棄物の種類	金属くず A-1工程	廃プラスチック類 A-1工程	金属くず A-2工程	廃プラスチック類 B-1工程	廃プラスチック類 B-2工程	廃プラスチック類 B-3工程	廃油 C-1工程	汚泥 D-1工程	木くず E-1工程	がれき F-1工程	汚泥 G-1 工程	汚泥 H-1工程	油泥 C-2工程	ガラスくず K-1 工程	石綿 J-1工程	廃PCB M-1工程	混合廃棄物 O-1	焼却灰 P-1
全処理委託量	394 t	87 t	166 t	462 t	797 t	25 t	24 t	204 t	8 t	0 t	0 t	1 t	0.2 t	0 t	0 t	0 t	0 t	3 t
優良認定処理業者 への処理委託量	0 t	87 t	0 t	0 t	436 t	0 t	22 t	160 t	8 t	0 t	0 t	1 t	0.2 t	0 t	0 t	0 t	0 t	3 t
再生利用業者への 処理委託量	0 t	87 t	0 t	0 t	418 t	0 t	20 t	0 t	8 t	0 t	0 t	1 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	3 t
認定熱回収業者 への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t	379 t	0 t	4 t	160 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0.2 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
(これまでに実施した取組)																		
処分場の定期的な現地視察を実施している。																		

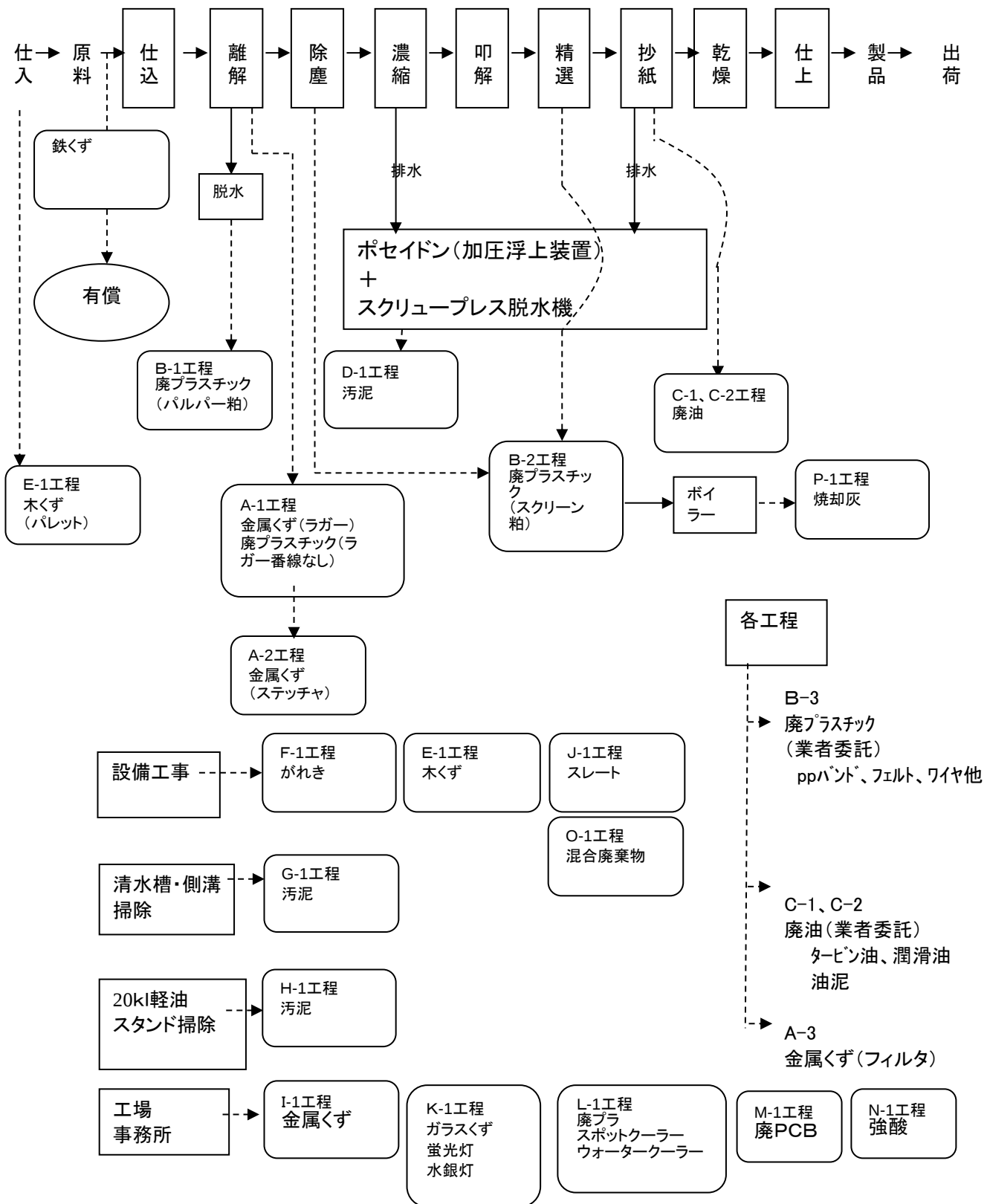
②計画	【目標】			②計画																
	（第5面－1）			（第5面－2）			（第5面－3）													
	産業廃棄物の種類	金属くず ^a A-1工程	廃プラスチック類 A-1工程	金属くず ^a A-2工程	廃プラスチック類 B-1工程	廃プラスチック類 B-2工程	廃プラスチック類 B-3工程	廃油 C-1工程	汚泥 D-1工程	木くず ^a E-1工程	がれき F-1工程	汚泥 G-1 工程	汚泥 H-1工程	油泥 C-2工程	ガラスくず K-1 工程	石綿-1工程	廃PCB M-1工程	混合廃棄物 O-1工程	焼却灰 P-1工程	
	全 処 理 委 託 量	430 t	96 t	178 t	542 t	730 t	27 t	4 t	120 t	7 t	1 t	5 t	1 t	2 t	1 t	1 t	2 t	1 t	12 t	
	優良認定処理業者への処理委託量	0 t	96 t	0 t	0 t	399 t	0 t	0 t	94 t	7 t	1 t	0 t	1 t	2 t	0 t	0 t	2 t	0 t	12 t	
	再生利用業者への処 理 委 託 量	0 t	96 t	0 t	0 t	383 t	0 t	3 t	0 t	7 t	1 t	5 t	1 t	0 t	1 t	0 t	2 t	0 t	12 t	
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t	347 t	0 t	1 t	94 t	0 t	0 t	0 t	0 t	2 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	
	（今後実施する予定の取組） 引き続き処分場の現地視察を継続する。																			
※事務処理欄																				

備考

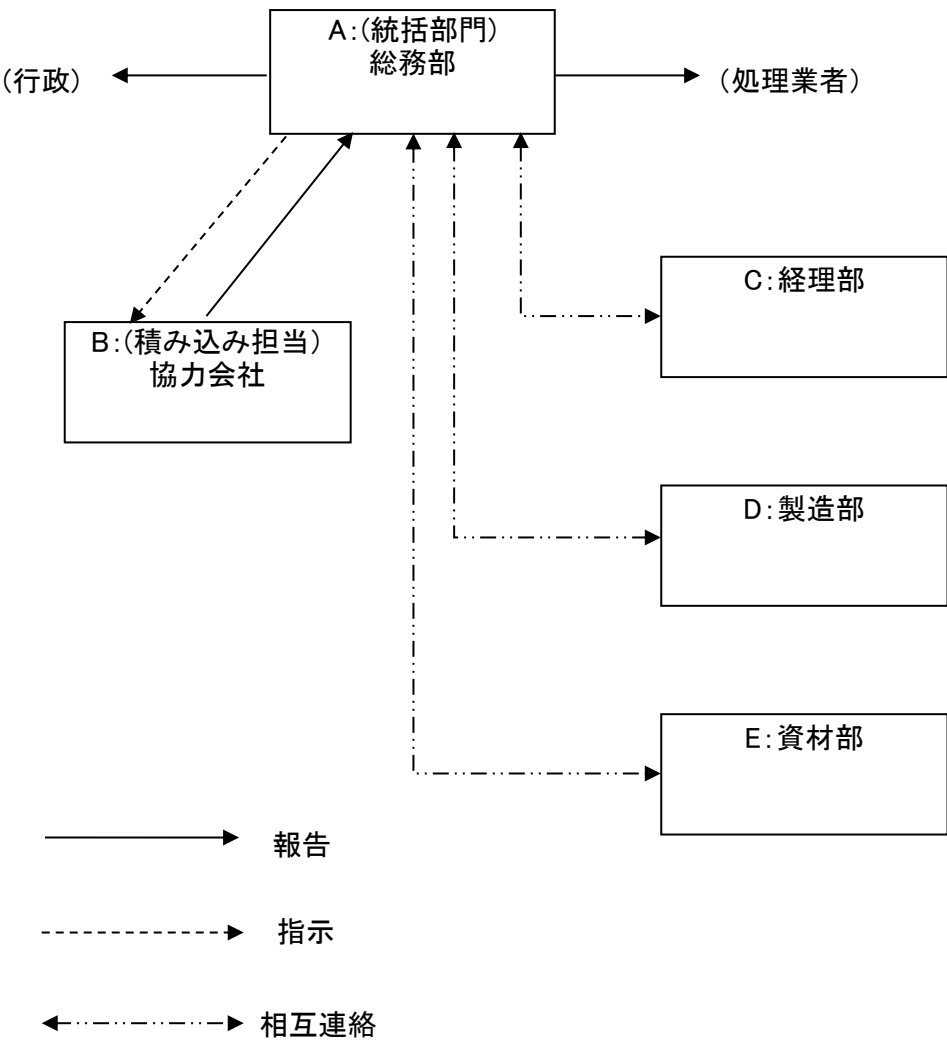
- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。



〔産業廃棄物発生工程フロー〕



添付資料 管理体制図 及び 各部署の役割



部署	役割
A: 統括部門 総務部	- 産業廃棄物の種類、性状、発生量及び排出量等の把握 - 処理施設の定期的査察 - 行政に対する報告等 - 処理業者委託の委託契約、委託量、委託伝票(マニフェスト)等の管理 - 産業廃棄物の適正管理及び減量化等に関する社内啓発 - 各部署間の調節及び指示 - 廃棄物に資源化・減量化及び適正管理について検討し産業廃棄物処理計画の策定及びその実施 - 産業廃棄物の分析及び環境事象の分析、測定等
B: 積み込み担当 協力会社	- ショベルローダーを用いて収集運搬車両に廃棄物を積み込む - 積み込み状況の把握、報告書の作成
C: 経理部	廃棄物に関する費用の支払い
D: 製造部	製造工程研究による廃棄物排出の減量、抑制の実行
E: 資材部	納入古紙検品による廃棄物の減量